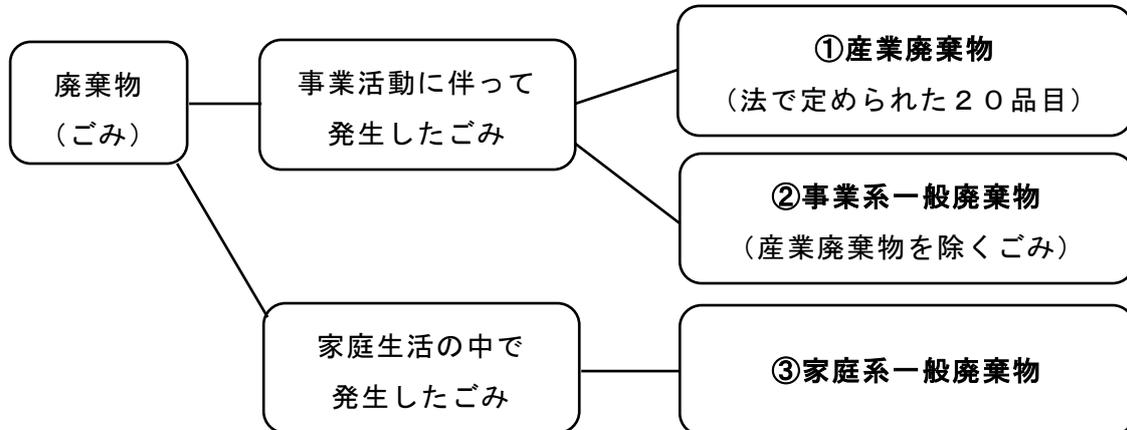


一般廃棄物処理業の許可について

1 廃棄物の区分



廃棄物は上記の①～③に分類されます。

事業活動に伴って発生するごみのうち、法で定められた20品目を「産業廃棄物」といい、それ以外を「事業系一般廃棄物」といいます。

事業活動を伴わない家庭生活の中で発生する廃棄物は「家庭系一般廃棄物」に該当します。

2 廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物の処理（収集・運搬、処分）を業として行うためには、原則、自治体の許可が必要です（廃掃法第7条第1項、第6項）。また、稲沢市の一般廃棄物処理業の許可では産業廃棄物や他自治体の一般廃棄物を取り扱うことはできません。

今回の許可申請で取り扱うことができるのは、市内で発生した一般廃棄物に限定されます。

事業の範囲を誤ると、無許可営業として罰せられる可能性があります（廃掃法第25条第1項第1号）。

★無許可営業は5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方

3 一般廃棄物と産業廃棄物の許可の違いについて

産業廃棄物の許可を得るためには「①基準能力を有していること」及び「②欠格要件に該当しないこと」の2つの条件を満たす必要があります。

これに対し、一般廃棄物の許可を得るためには、この2つの条件に加えて、「③市町村による処理が困難であること」及び「④市町村の処理計画に適合していること」が必要です。

基準能力を有しているからといって自治体は一般廃棄物の許可を出すことができず、現状、一般廃棄物処理業（収集・運搬）の新規許可は受け付けておりません。

4 環境センターでの搬入検査について

環境センターでは、不定期で搬入物の検査を行っています。

過去の検査では、非常に高い割合で以下の不適物が発見されました。取引先のごみに不適物が混入している場合は収集せず、注意を促してください。

- ・ビニール、弁当がら、トレイなどの廃プラスチック類（産業廃棄物）
- ・ペットボトル、スチール缶、アルミ缶などのリサイクル資源
- ・オフィスペーパー、牛乳パックなどのリサイクル資源

★不適物の収集は排出者だけでなく収集者の責任も問われます

★改善がみられない場合は改善計画書の提出を求めますが、それでも改善されなければ搬入停止処分とすることがあります

5 リサイクル資源について

事業者から排出される紙類（オフィスペーパー等）は、稲沢市一般廃棄物処理実施計画において資源化可能なものとして位置付けており、環境センターに廃棄物として搬入することはできません。なお、市内事業者から排出される金属類（スチール缶及び小物の鉄類、アルミ缶）及びペットボトルについては、少量に限り受入れています。

収集時にリサイクル資源の混入を発見した場合は、分別した上で資源化するよう取引先に促してください。

6 社内研修のお願い

廃棄物の区分や許可の範囲、環境センターへの搬入ルールについての誤った認識は、貴社への搬入停止処分や刑事罰に繋がるおそれがあります。

出されたごみをすべて収集するのではなく、法令やルールに違反する可能性のあるものは取り残すよう、社内で周知徹底してください。

★社内研修による知識の共有に努めてください